

新潟県借上げ住宅事務処理要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「東日本大震災」に伴う新潟県借上げ住宅実施要綱を円滑に実施するために必要な事務処理に関する事項を定める。

(入居申請)

第2 入居申請手続きについて、以下のとおり定める。

- (1) 入居希望者は、貸主等から借上げ住宅とすることに合意を得た上で、「新潟県借上げ住宅入居申請書」(別紙1)(以下「入居申請書」という。)及び「新潟県借上げ住宅使用貸借契約書」(以下、「使用貸借契約書」という)2通に署名(記名)、押印し、避難しようとする市町村に提出する。
- (2) 宮城県、福島県から避難し、個人で手続きして賃貸住宅に入居している避難者が、当該住宅を借上げ住宅に切替えることを希望した場合は前号に準ずる。

(申請書の受付及び入居の決定)

第3 市町村は、入居希望者から入居申請書の提出があったときは、申請書、使用貸借契約書及び添付書類(以下「申請書等」という。)の記載内容を確認し、当該申請書等を県に送付する。

- 2 県は、申請書等の送付があった時は内容を審査し、適当と認めるときは「入居決定通知書」(別紙2)を作成し申請者に通知するとともに使用貸借契約書に記名押印の上1通を申請者に送付し、併せて申請者が避難しようとする市町村へ入居決定通知書の写しを送付する。
- 3 申請書の新規受付は平成24年12月28日までとする。

(県と貸主の契約締結等)

第4 借上げ住宅の賃貸借契約について、以下のとおり定める。

- (1) 貸主は、必要事項を記載した契約書2通を作成し記名押印の上、県に送付する。
- (2) 県は、前号の契約書に記名押印の上、1通を貸主へ返送するとともに、市町村ごとに「新潟県借上げ住宅管理台帳」(以下、「管理台帳」という。)(別紙3)に記載する。

(家賃等の支払)

第5 家賃等の支払について、以下のとおり定める。

- (1) 県は、貸主からの請求に基づき、初回支払分(退去時補修費用等を含む。)を契約成立の翌月末までに、以降は当月分をその月末までに支払う。
- (2) 1か月に満たない月の家賃等は、県で負担する各経費を30日で日割り計算し、合算した額をその月の家賃等とする。

(入居者の変更)

第6 入居者の変更について、以下のとおり定める。

- (1) 県は、入居者から「新潟県借上げ住宅同居人追加申請書」(別紙4)により、同居人を新たに追加(出生を除く)する旨の届出があった時は、内容を審査し、適当と認めるときは「新潟県借上げ住宅同居人追加承諾書」(別紙5)を入居者に通知するとともに、貸主へ写しを送付し、併せて管理台帳の記載を変更する。

- (2) 県は、入居者から「新潟県借上げ住宅同居人変更通知書」(別紙6)により、出生または同居人を減少する旨の通知があったときは、貸主へ写しを送付するとともに、管理台帳の記載を変更する。

(提供期間延長手続き)

- 第7 県及び入居者は借上げ住宅の提供期間を延長するときは、使用貸借契約書により、使用貸借契約を締結する。

(退 去)

- 第8 県は、入居者から「新潟県借上げ住宅明渡し届」(別紙7)の提出があったときは、そのリストを市町村に、「新潟県借上げ住宅明渡し申入書」(別紙8)を貸主に送付する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。ただし、平成24年2月15日までに市町村に提出があった入居申請書に係る事務については、改正前の要領により処理する。

附 則

この要領は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

整理欄	市町村	県

新潟県借上げ住宅入居申請書

(平成23年東日本大震災)

以下により、借上げ住宅に決定くださるようお願いいたします。

1. 申請者

平成 年 月 日

ふりがな		
氏名	印	
住所 (避難前の住所)	〒	
現在の居住地 (避難施設等)	〒	
電話 (自宅)		
(携帯電話)		

※ 昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

2. 希望する賃貸住宅

住宅名		部屋番号	
所在地			
間取り			
家賃		円	
共益費※		円	
管理費※		円	
駐車場代※		円	
損害賠償保険料		円	
その他※	円 (経費の内容)		

※ 共益費、管理費、駐車場代、その他の項目は、新潟県が負担する経費のみ記入してください。

3. 仲介業者の承諾

当該賃貸住宅について、新潟県の借上げ住宅として提供することを承諾する。

仲介業者	名称	印
	電話番号	

(裏面)

4. 入居予定者(申請者を含む)

氏名	性別	続柄	生年月日	備考 (高齢者、障がい者、要介護等の特記事項があれば記入してください。)
		本人	大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	
			大正・昭和・平成 年 月 日	

5. 日本赤十字社による「生活家電セット寄贈」への希望の有無

<input type="checkbox"/> 希望する (<input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 全自動洗濯機 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> 炊飯器 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> 電気ポット)
<input type="checkbox"/> 申込み済み
<input type="checkbox"/> 希望しない

※ 添付書類1 福島県の住所が確認できる書類の写(例. 免許証)

※ 添付書類2 現在、個人で契約し入居している場合は、賃貸借契約書の写し

※ 添付書類3 誓約書 2部

注1 審査結果は後日通知します。

注2 当該「個人情報」を、東北地方太平洋沖地震に伴う新潟県借上げ住宅事務の目的で使用します。

目的達成に必要な範囲内において、国、新潟県、新潟県内避難先市町村および東日本大震災被災県(被災前居住県)で使用させていただくことがあります。

(市町村記入欄)

各項目についてチェックをつけてください。

<input type="checkbox"/> 1～5について必要な項目が記載されているか確認した	
<input type="checkbox"/> 屋間に連絡がつく電話番号が記入されているか確認した	
提出された添付書類	<input type="checkbox"/> リ災証明書の写し <input type="checkbox"/> 住所が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 個人で賃貸契約を結んだ契約書の写し <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> その他 ()

(県記入欄)

借上げ条件	入居人数	<input type="checkbox"/> 家賃が6万円以下 (入居人数が4人以下)
	人	<input type="checkbox"/> 家賃が9万円以下 (入居人数が5人以上)
入居者要件	避難前住所	確認事項
	<input type="checkbox"/> 福島県	<input type="checkbox"/> 添付書類により福島の住所を確認
審査結果 (借上げ条件、入居者要件ともに満たせば適に○)		適 ・ 不適
特記事項		

新潟県借上げ住宅使用貸借契約書

新潟県を甲とし、
新潟県借上げ住宅（以下、「本物件」という。）の使用について、次のように使用貸借契約を締結する。

頭書 物件の表示

住宅名	
所在地	
部屋番号	

（目的）

- 第1条 甲は、被災県からの要請を踏まえ、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅として借り上げた本物件を乙に無償で使用させるものとし、乙はこれを承諾する。
- 2 乙は、使用期間において、入居する本物件を主たる生活の場所とし、居住のみを目的として使用する。

（使用期間）

- 第2条 住宅の使用期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（保管義務）

- 第3条 乙は、甲の借上契約の相手方である住宅の貸主（以下、「貸主」という。）の承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造、模様替え又は敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 2 乙は本物件の使用にあたり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 3 乙は本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく別表第2第1項に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は本物件の使用にあたり、貸主の書面による承諾を得ることなく別表第2第2項から第4項に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 乙は本物件の使用にあたり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

（共益費等）

- 第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費、駐車場代等に充てるための共益費等の費用について、甲が負担しない費用（入居決定通知書により甲が負担することとした費用以外の費用）を、貸主が指定した口座に支払う。

（修繕）

- 第5条 乙は、貸主の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 2 貸主は、乙が使用中における別表第4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行う。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担する。
- 3 前項の規定に基づき、貸主が修繕を行う場合において、貸主がその旨を乙に通知したときは、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

（原状回復）

- 第6条 乙は、本契約が終了する日までに通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、住宅の原状回復をしなければならない。

(退去時補修費用)

第7条 乙の故意又は過失、その他乙の責に帰すべき事由により、補修費用の額が甲で負担する賃料月額を超えた場合は、その超えた部分は乙が支払うものとする。

2 乙は、貸主から退去時の住宅の状況確認の立会いを求められた場合、協力し確認しあうものとする。

(立入り)

第8条 乙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上特に必要があるときは、甲及び貸主が本物件内に立ち入ることを拒否することはできない。

2 乙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合において、甲及び貸主が本物件内に立ち入ることを拒否することはできない。

3 乙は、この使用貸借契約（以下、「本契約」という）終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、貸主又は下見をする者が本物件に立ち入ることについて協力するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、本契約に定める義務を履行しないことにより、甲又は貸主に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、乙が本契約に違反した場合において、当該契約違反により本契約を継続することが困難であると甲が認めるときは、第2条の期間満了前であっても本契約を解除することができる。この場合において、乙は本物件を明け渡さなければならない。

2 乙が次の各号の一に該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められる」ものとみなす。

(1) 乙又は乙の同居人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。

(2) 乙が、本物件を暴力団事務所として使用したとき。

(3) 乙が、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。

(4) 乙が、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(5) 乙が、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(明渡し)

第11条 乙は、使用期間満了前に退去する場合、退去日の1か月前までに仲介業者（いない場合は貸主）に「新潟県借上げ住宅明渡し届」を提出するとともに、甲に連絡しなければならない。

2 乙は、本契約が終了する日までに（第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに）、本物件を明け渡さなければならない。

(規定外事項)

第12条 この契約に規定がない事項に関しては、民法の定めに従う。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名（記名）押印の上、各自、その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住 所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

氏 名 新潟県
新潟県知事 泉田 裕彦 印

乙 住 所

氏 名 印

○入居者 入居者一覧のとおり

○緊急連絡先

住所

氏名

電話 ()

住宅使用者との関係

別表第1（第3条第2項関係）

1. 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
2. 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を出入りし、又は備え付けること。
3. 排水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。
4. 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
5. 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
6. 暴力団員を同居させ、または暴力団員に本物件を使用させること。
7. その他、共同生活の秩序を著しく乱すこと並びに近隣居住者の平穏を害すること、又はその恐れのある行為をすること。

別表第2（第3条第3項及び第4項関係）

1. 同居人を新たに加える（出生を除く。）こと。
2. 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
3. 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
4. 犬猫等の動物（鑑賞用の小鳥、魚等であつて明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物を除く）を飼育すること。

別表第3（第3条第5項関係）

1. 出生又は同居人を減少すること。
2. 入院等のやむを得ない事情により、1か月以上継続して本物件を留守にすること。

別表第4（第5条関係）

- ・ 畳表の取替え、裏返し
- ・ 障子紙、ふすま紙の張替え
- ・ 窓ガラスの入替え
- ・ 電球、蛍光灯の取替え
- ・ その他費用が軽微な修繕

入居者一覧

新潟県借上げ住宅に同居している方を全員記入してください。

	ふりがな 入居者の氏名	性別	続柄	生年月日	勤務先 又は 通学・通園先	左記の所在市町村名
1		男	入居者 代表	明・大・昭・平		
		女				
2		男		明・大・昭・平		
		女				
3		男		明・大・昭・平		
		女				
4		男		明・大・昭・平		
		女				
5		男		明・大・昭・平		
		女				
6		男		明・大・昭・平		
		女				
7		男		明・大・昭・平		
		女				
8		男		明・大・昭・平		
		女				
記入例	にいがた たろう	男	入居者 代表	明・大・昭・平	北陸商事(株) 新潟支店 (※支店、営業所等まで記入)	新潟市
	新潟 太郎	女		56.10.17		
	にいがた はなこ	男	妻	明・大・昭・平	無 職	-
	新潟 花子	女		54. 3. 28		
にいがた じろう	男	子	明・大・昭・平	新潟幼稚園	新潟市	
新潟 二郎	女		22. 8. 2			

本表で把握した個人情報については、新潟県及び新潟県内受入市町村、避難元の都道府県及び市町村において、今後の避難者支援の検討にのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しません。

(別紙2)

入居決定通知書

平成 年 月 日

氏名 様

新潟県知事



平成 年 月 日付けで申請のありました新潟県借上げ住宅入居申請につきまして、下記のとおり入居を決定しましたので通知します。

各自で仲介業者等に連絡をとり、住宅の引渡しを受けてください。

記

入居決定 物 件	住 宅 名		部屋番号	号室
	所 在 地	市・郡 町		
	間取り			
新 潟 県 が 負担する経費	毎 月 () 円			
	<input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 共益費 <input type="checkbox"/> 管理費 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () ※チェックのついていない経費については、入居者負担となります。			
	損害賠償保険料 () 円			
退去時補修費用 () 円				
仲介業者	名 称			
	電話番号			
入居可能日 (契約日)	平成 年 月 日			
入 居 期 間	契約日から平成 年 月 日まで なお、生活再建の状況により、契約日から 年を超えない範囲で 延長することがあります。			

※ 裏面記載の配布書類の説明もお読みください。

【配布書類】

- ① 新潟県借上げ住宅入居の皆さんへ
入居にあたっての注意事項等が記載してありますのでよくお読みください。
- ② 新潟県借上げ住宅明渡し届
退去される場合は、必ず退去日の1か月前までに仲介業者に提出してください。

【市町村への連絡】

入居時、退去時には、お住まいの借り上げ住宅のある市町村へ、入居、退去の連絡をお願いします。

管理番号	貸主(甲)						支払先口座情報						決定 通知書 発行日	返済予定 延滞等 (ヶ月)	起 算 日	解除年月日
	氏名	氏名又は名称	郵便番号	住所	電話番号	金融機関名	支店名	普通・当座の別	口座番号	口座名義						
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
													10			
	合計															

24年度支払前報

管理番号	氏名	8月分					9月分					10月分					11月分										
		家賃	共益費等	退去時 修繕費	保険料	8月計	家賃	共益費等	退去時 修繕費	保険料	9月計	家賃	共益費等	退去時 修繕費	保険料	10月計	家賃	共益費等	退去時 修繕費	保険料	11月計	家賃	共益費等	退去時 修繕費	保険料	11月計	
												0										0					
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0
										0											0						0

(別紙4)

新潟県借上げ住宅同居人追加申請書

新潟県知事 様

平成 年 月 日

住 所 _____

入居代表者氏名 _____ ㊟

同居人を新たに追加（出生除く）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 借上げ住宅

住宅名		部屋番号	
所在地			

2 同居人を新たに追加（出生を除く）する理由

理由： _____

3 変更後の入居者（代表者を含む）

氏 名	性別	続柄	生 年 月 日	備 考
	男女	代表者	大正・昭和・平成 年 月 日	
	男女		大正・昭和・平成 年 月 日	
	男女		大正・昭和・平成 年 月 日	
	男女		大正・昭和・平成 年 月 日	
	男女		大正・昭和・平成 年 月 日	
	男女		大正・昭和・平成 年 月 日	

※高齢者、障がい者、要介護等の特記事項があれば備考欄に記入してください。

(別紙5)

新潟県借上げ住宅同居人追加承諾書

平成 年 月 日

氏名 様

新潟県知事



平成 年 月 日付けで申請のありました新潟県借上げ住宅同居人追加申請書について、下記のとおり同居人を新たに追加することを承諾しましたので通知します。

記

1 借上げ住宅

住宅名		部屋番号	
所在地			

2 新たに追加する同居人

氏名	性別	代表者との続柄	生年月日	備考

(別紙7)

新潟県借上げ住宅明渡し届

平成 年 月 日

(宅建業者経由)

新潟県知事 様

住所 _____

入居代表者氏名 _____ ㊟

下記のとおり新潟県借上げ住宅を明け渡しますので、届け出ます。

記

明け渡す 住 宅	住 宅 名		部屋番号	号室
	所 在 地	市・郡 町		
明渡し予定年月日		平成 年 月 日		
明渡し理由				
移 転 先	住 所			
	電話番号			
備 考				

【書類の送付先について】

- 1 入居者は、本届出を宅建業者へ提出してください。
- 2 宅建業者が本届出を受理したときは、(公)新潟県宅地建物取引業協会へ提出してください(一部物件除く)。

宅建業者使用欄
宅建業者受理日 平成 年 月 日 宅建業者確認者 印

【全国避難者情報システム(避難者登録)の内容変更について】

移転の際は、避難していた市町村役場にて登録内容の変更を行ってください。

(別紙8)

新潟県借上げ住宅明渡し申入書

平成 年 月 日

(貸主)

様

新潟県知事



賃貸借契約を締結した下記物件について、下記のとおり解約したいので、申し入れます。

記

契約物件	住宅名		部屋番号	号室
	所在地	市・郡 町		
解約年月日	平成 年 月 日			